

高齢者へお弁当を配達します。

玉野市では、次の要件を満たす高齢者の方に配食事業者がお弁当を手渡しで配達し、安否確認をする「給食サービス事業」を行っています。

対象者

玉野市に住民票のある、65 歳以上の虚弱な高齢者で
下記のいずれかの要件を満たす人

- ①一人暮らし
- ②高齢者のみの世帯
- ③同居家族がいるが、日中①か②の状態になる人



料金

1食350円

利用回数・曜日

1人につき週2回まで（火曜日と金曜日の夕食）

申請方法

＊新規申請：下記①②を市へ提出 ＊変更申請：下記①のみを市へ提出

- ①玉野市給食サービス利用（変更）申請書
- ②実態調査票：介護認定を受けている人は担当のケアマネジャーに、認定を受けていない人は生活状況を把握している、病院のソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員、保健師、親族等を書いてもらってください。

◎新規申請／回数・曜日変更

配達開始は、申請書を市へ提出した日からおよそ2週間後です。

◎事業者変更

事業者を変更する場合の配達開始は、1カ月単位となります。

変更申請書を、変更希望月の前月15日までに市へ提出して下さい。

＜例：4月5日変更申請書提出→5月1日から事業者変更＞

配達区域	事業者
東部 (田井・築港・宇野・山田・八浜・東児)	・有限会社フェニックス (TEL:33-5800) ・三井造船生活協同組合 (TEL:31-5566)
西部 (玉・奥玉・玉原・和田・日比・渋川・荘内)	・三井造船生活協同組合 (TEL:31-5566)

※利用者は、自身の配達区域の事業者から1者選んでください。同時に複数業者からお弁当をとることは出来ません。 ※株式会社NHファシリティーズは、新規受付していません。

[申込み・問合せ]

長寿介護課 長寿支援係（市役所1階） TEL:32-5537